

農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の促進に関する連携協定

公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）（以下「甲」という。）と福島県指導農業士会（以下「乙」という。）、福島県青年農業士会（以下「丙」という。）、うつくしまふくしま農業法人協会（以下「丁」という。）、福島県認定農業者会（以下「戊」という。）、福島県稲作経営者会議（以下「己」という。）及び福島県果樹経営者研究会（以下「庚」という。）は、東北農政局及び福島県を立会人として、相互に連携と協力を強化し、農地中間管理事業による農用地の集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農用地利用の効率化・高度化により、中核的担い手の農業経営の規模拡大及び安定化並びに地域農業の維持・発展を図るため、甲と乙、丙、丁、戊、己及び庚が相互に連携と協力を強化し、農地中間管理事業による農用地の集積・集約化を促進することを目的とする。

（協定内容）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携し協力するものとする。

- (1) 農業経営の規模拡大等に関する情報提供及び意見交換を目的とした定期的な連携を図ること。
- (2) 会員に対し、農地中間管理事業の周知徹底及び同事業の活用による農用地の利用促進を図ること。
- (3) 県・市町村・関係団体が開催する農用地の利用調整に向けた地域の話し合いに積極的に参加すること。
- (4) その他、目的の達成に必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 協定の更新については、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年を目途として行われる農地中間管理事業の見直し結果を踏まえ、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚並びに立会人がそれぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年11月 2日

福島県福島市中町8番2号  
公益財団法人福島県農業振興公社  
理事長

菅野 和彦

福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県指導農業士会  
会長

白井 康友

福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県青年農業士会  
会長

伊東 敏浩

福島県福島市中町8番2号  
うつくしまふくしま農業法人協会  
会長

高橋 良行

福島県福島市中町8番2号  
福島県認定農業者会  
会長

小森 貞治

福島県福島市中町8番2号  
福島県稲作経営者会議  
会長

武田 利和

福島県福島市中町8番2号  
福島県果樹経営者研究会  
会長

松浦 万助

（立会人）

宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
東北農政局経営・事業支援部  
部長

折原 直

福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県農林水産部  
部長

小野 和彦